## 建設業官民合同パトロールを実施しました

## ~令和3年度 官民合同建設業パトロールの実施について~

建設業年末年始労働災害防止強調(12月1日~1月15日)の期間中である、12月16日(木曜日)に宮古労働基準監督署(署長 津田 太郎)及び建設業労働災害防止協会沖縄支部宮古分会(分会長 平良 正樹)は、管内の建設現場に対して**官民合同によるパトロールを実施しました。** 

宮古労働基準監督署管内における建設業の労働災害(休業4日以上)は、令和2年確定値で9人と全産業の占める割合の17.64%を占めており、県平均の13.16%を超えて高いことを踏まえ、労働災害防止対策の一環として実施しました。

今年は、新型コロナウイルス感染症防止の 観点から指導員の健康状態を確認後、マスク やアルコール消毒などの感染防止対策を講 じ、平良地区、城辺地区、伊良部地区の宮古 島全域にパトロールを実施しました。



〈出発式にて指差呼称を行っている安全指導員〉

(出発式で挨拶をする津田署長)



パトロールでは、移動式クレーンや車 両系建設機械等の重機による災害、高所 からの墜落・転落災害、発生すると重篤 な結果となる崩壊・倒壊災害の死亡災害 等の重篤な災害につながる3大災害撲滅を 呼びかけました。

宮古労働基準監督署では建設業に対す る労働災害防止の取り組みとして、今後 も建設業労働災害防止協会と協力した活 動を進めていきます。